

議案第69号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年12月9日提出

天理市長 並 河 健

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第9条関係）

天理市文化センター施設使用料

（単位 円）

区分		9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：30	9：00 ～ 21：30	超過料金 1時間につき
展示ホール		4,110	5,650	6,680	11,310	13,370	18,510	1,540
文化 ホール	平日	4,620	6,170	7,200	11,820	14,910	20,570	2,050
	土・日曜日	5,650	7,710	8,740	14,910	18,510	25,710	2,050
和室（梅）		920	1,230	1,540	2,570	3,080	4,110	300
和室（銀杏）		920	1,230	1,540	2,570	3,080	4,110	300
和室（杉）		610	820	920	1,540	2,050	2,570	200
会議室		1,020	1,540	2,050	3,080	4,110	5,140	410
オーディオルーム		1,540	2,050	2,570	3,600	4,620	6,170	510
視聴覚室		1,540	2,050	2,570	3,600	4,620	6,170	510
冷 暖 房	展示ホール	1時間につき		820				
	文化ホール	1時間につき		1,540				
	その他の施設	各室	1時間につき		150			

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記使用料（冷暖房料を除く。）の倍額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - （1）入場料を徴収する場合
 - （2）会費又は協力費を徴収する場合
 - （3）商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - （4）その他これらに準ずる場合
- 4 冷暖房使用期間
 - 暖房 12月1日～3月15日
 - 冷房 7月1日～9月15日
 ただし、寒暖により上記月日を変更する場合がある。

設備等使用料

文化ホール

(単位 円)

品名		使用料 4 時間まで	超過料金 1 時間につき
舞 台 設 備	指揮台	300	80
	指揮者用譜面台	200	50
	譜面台	100	30
	山台 (1 台)	100	30
	金 (銀) 屏風 (1 枚)	1,020	250
	演台	300	80
	司会者台	200	50
	花瓶	200	50
音 響 設 備	拡声装置 (マイク 2 本付)	2,050	510
	コンデンサマイク (1 本)	1,020	250
	エレベーターマイク	820	200
	ダイナミックマイク (1 本)	300	80
	ワイヤレスマイク (一式)	820	200
	レコードプレーヤー	510	130
	テープレコーダー	510	130
	三点吊マイク	360	90
	マイクスタンド (ブーム型 1 本)	200	50
	マイクスタンド (床上型 1 本)	150	40
	マイクスタンド (卓上型 1 本)	150	40
	ステージスピーカー (一式)	720	180
ビデオレコーダー (VHS・β)	820	200	
照 明 設 備	フットライト	230	60
	ボーダーライト	300	80
	アッパーホリゾントライト	300	80
	ロアーホリゾントライト	300	80
	フロント吊込スポット	460	120
	シーリングスポット	920	230
	サスペンションスポット (1 台)	150	40
	ステージスポット (1 台)	150	40
	センターピン	1,020	250
	ミラーボール	510	130
	リニアエフェクトマシン	150	40
リップマシン	150	40	

	芯なしダブルマシン	150	40
	先玉（1個）	100	30
	スライドキャリア	150	40
映 写 設 備	16mm映写機（スクリーン共）	1,540	390
	スライド映写機（1台）	510	130
	オーバーヘッド	510	130
楽 器	ピアノ（調律料は含まない。）	4,620	1,160
	エレクトーン	2,050	510
そ の 他	持込み器具1KW（1台）	150	40
	テープレコーダー録音料	510	130
	ビデオレコーダー録画料	実費	

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

視聴覚室 (単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
拡声装置（マイク2本付）	1,020	250
ダイナミックマイク（1本）	300	80
ワイヤレスマイク（一式）	820	200
レコードプレーヤー	510	130
テープレコーダー	510	130
マイクスタンド（ブーム型1本）	200	50
マイクスタンド（床上型1本）	150	40
マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
ヘッドホン（マイク付）	200	50
スライド映写機（1台）	300	80
16mm映写機（スクリーン共）	1,020	250
ビデオプロジェクター	510	130

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市民会館条例の一部改正）

第2条 天理市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1（第5条、第7条関係）

天理市民会館施設使用料

（単位 円）

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金1時 間につき	
ホ ー ル	入場料等を徴 収しない場合	平日	11,310	16,450	19,540	30,850	39,080	55,540	4,110
		日曜日・土曜日	14,400	20,570	24,680	39,080	49,370	69,940	5,140
	入場料等を徴 収する場合	平日	22,620	32,910	39,080	61,710	78,170	111,080	7,710
		日曜日・土曜日	28,800	41,140	49,370	78,170	98,740	139,880	9,770
楽屋（大）		2,570	3,080	3,080	5,650	6,170	8,740	820	
楽屋（小）		1,540	2,050	2,050	3,600	4,110	5,650	510	
化粧室		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
大会議室		3,080	4,110	4,110	7,200	8,220	11,310	1,020	
中会議室（1・2・3・4）		1,540	2,050	2,050	3,600	4,110	5,650	510	
小会議室（1・2・3）		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
和室（1・2・3・4）		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
託児室		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
冷 暖 房	ホール	1時間につき 3,080							
	その他の施設	無料							

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2 (第5条、第7条関係)

ホール設備等使用料

(単位 円)

品名		4時間以内	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	510	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,140	2,050
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音響設備	拡声装置 (マイク2本付)	4,110	1,540
	コンデンサーマイク 1本	1,020	410
	ダイナミックマイク 1本	510	200
	ワイヤレスマイク 1本	610	200
	ステレオマイク 1本	1,020	410
	マイクスタンド (床上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (卓上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (ブーム型) 1本	300	100
	3点吊りマイク装置 (マイク別)	1,020	300
	エレベーターマイク (マイク付) 1台	1,230	510
	レコードプレーヤー 1台	820	300
	カセットデッキ 1台	610	200
	オープンデッキ 1台	1,020	300
	CDプレーヤー 1台	610	200
	MDレコーダー 1台	610	200
	DATレコーダー 1台	610	200
	はね返りスピーカー 一式	510	200
ステージスピーカー 一式	1,020	300	
	フットライト	820	300
	第1ボーダーライト	510	200
	第2ボーダーライト	510	200
	アッパーホリゾンライト	1,230	410
	ロアーホリゾンライト	610	200
	2Fフロントライト	820	300
	3Fフロントライト	820	300
	シーリングスポットライト 一式	2,050	720
	PFD吊り込みスポットライト 1台	200	100
	客席吊り込みスポットライト	1,020	410

照明設備	スポットライト1kw 1台	200	100
	スポットライト500W 1台	150	80
	ピンスポットライト クセノン2kw 1台	2,050	820
	ピンスポットライト ハロゲン1kw 1台	1,020	410
	ピンスポットライト ハロゲン650W 1台	820	300
	ミラーボール 1台	610	200
	エフェクトマシン 1台	610	200
	先玉 1個	100	50
	オーロラマシン 1台	610	200
	スモークマシン 1台	2,050	820
	ストロボ 一式	1,230	410
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	820	300
	映写設備	16mm 映写機 スクリーン共	2,050
映写用スクリーン		1,020	410
オーバーヘッドプロジェクター 1台		610	200
液晶プロジェクター 1台		1,540	300
スライドプロジェクター 1台		1,020	300
移動用スクリーン 1台		300	100
その他の	グランドピアノ	5,140	1,230
	エレクトーン	2,050	610
	展示パネル 1台	100	—
	持ち込み器具 1kwにつき	150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1kw未満は、1kwとみなす。

別表第3（第5条、第7条関係）

会議室等貸出設備使用料

（単位 円）

品名	4時間以内	超過料金1時間につき
大会議室音響設備 一式	1,540	300
液晶プロジェクター 1台	1,540	300
ピアノ 1台	1,020	410
BDレコーダー 1台	820	200
CDラジカセ 1台	510	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市行政財産使用料条例の一部改正）

第3条 天理市行政財産使用料条例（昭和61年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項中「使用期間」を「土地（その他の土地使用の場合に限る。）及び建物の使用期間」に、「とする」を「とし、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算した額とする」に改め、同備考に次の1項を加える。

5 土地使用料（その他の土地使用の場合で、使用期間が1月に満たないときに限る。）及び建物使用料の使用料金は、この表の規定により算定した使用料金に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。

（天理市人権センター条例の一部改正）

第4条 天理市人権センター条例（平成21年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市人権センター使用料

（単位 円）

区分	9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00	9：00 ～ 21：00	超過料金 1時間に つき
大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
相談室	300	410	300	720	720	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市コミュニティセンター条例の一部改正）

第5条 天理市コミュニティセンター条例（平成2年12月天理市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市コミュニティセンター使用料

（単位 円）

区分		9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00	超過料 金1時 間につ き
		～ 12：00	～ 17：00	～ 21：00	～ 17：00	～ 21：00	～ 21：00	
天理市嘉 幡コミュ ニティセ ンター	大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	相談室	300	410	300	720	720	1,020	100
天理市御 経野コミュ ニティセ ンター	大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	調理室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	相談室	300	410	300	720	720	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市男女共同参画プラザ条例の一部改正）

第6条 天理市男女共同参画プラザ条例（平成10年3月天理市条例第7号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条関係）

天理市男女共同参画プラザ会議室使用料

（単位 円）

区分	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 21：00	超過料金1時 間につき
1階会議室	1,130	1,540	1,850	3,080	410
2階小会議室	300	410	510	1,020	100
3階会議室	820	1,020	1,330	2,260	300

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

第7条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,080円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「720円」に改める。

（天理市名阪高架下駐車場条例の一部改正）

第8条 天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,330円」に、「1,100円」を「1,130円」に改める。

（天理市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 天理市都市公園条例の一部を改正する条例（平成25年3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の改正規定中「500円」を「510円」に改め、同表第2項の改正規定を次のように改める。

2 天理市立総合体育館

（1）施設利用料金

有料公園施設の名称	区分	利用時間	午前 (9：00～ 12：00)	午後 (13：00～ 17：00)	夜間 (18：00～ 21：00)	全日 (9：00～ 21：00)
		天理市立総合体育館	主競技場	全面利用	3,080円	4,320円
		部分利用				
		床面積の2分の1	1,540円	2,160円	3,080円	6,170円
		床面積の3分の1	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円

サブ競技場 トレーニング室	全面利用		1,020円	1,440円	2,050円	4,110円
	部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	選手控室		820円	1,020円	1,230円	2,880円
	研修室		300円	410円	510円	1,130円

備考

- (1) 「個人利用」とは、トレーニング器具を用いて利用する場合、卓球の練習で利用する場合その他利用者が1人又は数人であって小面積を利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- (2) 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	610円	1,540円	ボールを除く。
バレーボール用具	〃	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	〃	200円	510円	ラケット及び羽根を除く。
テニス用具	〃	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	〃	200円	510円	ラケット及び球を除く。
ハンドボール用具	〃	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	〃	1,020円	2,570円	
放送設備	〃	1,540円	4,110円	
ステージ	〃	1,020円	2,050円	
パイプ椅子	1脚		50円	

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。

附則に次の1項を加える。

- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る

使用料については、なお従前の例による。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第10条 天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

天理市立公民館使用料

（単位 円）

区分	9：00～ 13：00	13：00～ 17：00	17：00～ 22：00	9：00～ 22：00	超過料金 1時間につき
大会議室	1,130	1,130	1,330	2,770	200
小会議室	300	300	510	1,020	100
談話室	300	300	510	1,020	100
料理室（講座室）	410	410	610	1,230	200
和室（茶室）	300	300	510	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市体育施設条例の一部改正）

第11条 天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用する。

別表第1項中「2,650円」を「2,720円」に、「1,650円」を「1,690円」に改め、同表第2項及び第3項中「500円」を「510円」に改め、同表第4項中

「

200円	200円	350円
400円	400円	700円
3,000円	3,000円	5,500円
6,000円	6,000円	10,500円

を

」

「

200円	200円	360円
410円	410円	720円
3,080円	3,080円	5,650円
6,170円	6,170円	10,800円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例、第2条の規定による改正後の天理市民会館条例、第3条の規定による改正後の天理市行政財産使用料条例、第4条の規定による改正後の天理市人権センター条例、第5条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例、第6条の規定による改正後の天理市男女共同参画プラザ条例、第7条の規定による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、第8条の規定による改正後の天理市名阪高架下駐車場条例及び第10条の規定による改正後の天理市立公民館条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の天理市文化センターの施設及び設備等、天理市民会館の施設及び設備等、行政財産、天理市人権センター、天理市コミュニティセンター、天理市男女共同参画プラザの会議室、天理市名阪高架下駐車場並びに天理市立公民館（以下「天理市文化センター施設等」という。）の使用に係る天理市文化センター施設等の使用料及び廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前の天理市文化センター施設等の使用に係る使用料及び廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。